平成25年３月１日

各　位

東京都品川区西五反田一丁目21番８号
株式会社ガイアックス
代表執行役社長　上田　祐司
（コード番号：3775　名証セントレックス）
（連絡先）執行役財務部長　小高奈皇光
TEL 03－5759－0376（直通）

ストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第236 条、第238 条及び第239 条の規定に基づき、下記の要領により当社取締役、執行役及び従業員並びに当社関係会社の取締役、監査役及び従業員に対して特に有利な条件で以下の新株予約権を発行すること、及び当該新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき平成25年３月28日開催予定の当社定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

１．特に有利な条件で新株予約権を発行する理由

当社取締役、執行役及び従業員並びに当社関係会社の取締役、監査役及び従業員の業績向上に対する意欲や士気を高めるために、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行するものであります。

２．新株予約権の発行要領

（１）新株予約権の割当てを受ける者

当社の取締役、執行役及び従業員並びに当社関係会社の取締役、監査役及び従業員

（２）新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 500 株を上限とする。ただし、以下の定めにより１個当たりの新株予約権の行使により発行される株式の数が調整される場合には、当該調整後の１個当たりの新株予約権の行使により発行される株式の数に（３）の新株予約権の総数を乗じた数に調整される。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、各発行対象者に付与される１個当たりの新株予約権の行使により発行される株式の数は、次の算式により調整されるものとする。なお、かかる調整は、当該時点においてその者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数についてのみ行われるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

当社が株主割当ての方法により募集株式の発行を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は

取締役会の決議をもって適当と認める１個当たりの新株予約権の行使により発行される株式の数の調整を行う。

（３）新株予約権の総数

500 個を上限とする。（新株予約権１個当たりの目的となる株式の数は１株とする。）

（４）新株予約権と引換えに払い込む金銭

金銭の払い込みを要しない。

（５）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される１株当たりの財産の価額（以下「払込価額」という。）は、新株予約権発行の日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における名古屋証券取引所における当社普通株式取引終値の平均値に 1.05 を乗じた金額若しくは新株予約権発行の日の前営業日取引終値のどちらか高い金額とする。ただし、払込価額は以下に定めるところに従い調整されることがある。

① 会社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

② 時価を下回る価額での(i)新株の発行若しくは処分（株式無償割当てを含む。以下に定義する潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。）、又は(ii)本（５）に定める払込価額を下回る１株当たりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等（取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。）の発行を行う場合（無償割当てによる場合を含む。）は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。なお、上記における「取得原因」とは、潜在株式等に基づき当社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当社の請求又は一定の事由を意味し、「取得価額」とは、普通株式１株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額として当社が決定する金額を意味する。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当たりの払込価額}}{\text{新規発行前の株価}}$$

$$\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}$$

なお、上記算式については下記の定めに従うものとする。

(a) 「既発行株式数」とは、調整後の払込価額が適用される日の前日における、当社の発行済普通株式総数及び発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数を合計した数

（ただし当該調整事由によって新たに発行された普通株式数又は潜在株式等の目的たる普通株式数は含まない。）から、同日における当社の保有する自己株式の数を控除した数を意味するものとする。

(b) 当社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとする。

(c) 当社が潜在株式等を発行することにより調整が行われる場合における「新発行株式数」とは、発行される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「１株当たりの払込価額」とは、目的となる普通株式１株当たりの取得価額を、それぞれ意味するものとする。

③ 上記②の(ii)に定める潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合には、当社は取締役会の決議をもって適当と認める払込価額の調整を行う。ただし、その潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。

④ 当社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は取締役会の決議をもって適当と認める払込価額の調整を行う。

⑤ 株主割当て又は株式無償割当て以外の方法で普通株式又は潜在株式等を発行する場合に、上記②に基づく調整を行うか否かは当社の取締役会が決定するものとする。

（６）新株予約権を行使することができる期間

当社取締役会又は取締役会の決議による委任を受けた当社執行役が決定する新株予約権発行日より２年を経過する日から、当該新株予約権発行日より４年を経過する日まで。

（７）新株予約権の行使の条件

① 権利行使については、権利行使の時点において、当社又は当社の関係会社の取締役、執行役、監査役若しくは従業員のいずれかの地位にあること。ただし、新株予約権の発行日において、当社又は当社の関係会社の取締役、執行役若しくは監査役に就任している若しくは新株予約権の発行日以降において新たに当社又は当社の関係会社の取締役、執行役若しくは監査役に就任した場合で、その任期満了の時まで在任した場合にも、権利行使できるものとする。なお、当社の取締役会若しくは取締役会の決議による委任を受けた当社執行役により個別の新株予約権の行使条件につき別途決議若しくは決定した場合には、上記に拘らず当該決議が優先するものとする。

② 権利者の相続人は、新株予約権を行使することができるものとする。

③ 新株予約権の質入は認めないものとする。

④ その他については、今後の株主総会及び取締役会決議若しくは取締役会の決議による委任を受けた当社執行役による決定に基づき、当社の取締役、執行役及び従業員並びに当社関係会社の取締役、監査役及び従業員との間で締結する契約に定めるものとする。

（８）新株予約権の取得事由

当社が消滅会社となる合併契約が締結された場合、当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画が当社の株主総会で承認された場合は、新株予約権について無償で取得することができる。

（９）組織再編時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又

は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ　交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点における残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ロ　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ハ　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記２．（２）に準じて決定する。

ニ　新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、 調整した再編後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

ホ　新株予約権を行使することができる期間

上記２．（６）に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記２．（６）に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

ヘ　新株予約権の行使の条件

上記２．（７）に準じて決定する。

ト　譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

チ　再編対象会社による新株予約権の取得事由

上記２．（８）に準じて決定する。

（１０）新株予約権の譲渡

新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。

（１１）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から①に定める資本金の額を減じた額とする。

（１２）新株予約権者が、新株予約権を単一で又は複数個行使する場合において、新株予約権者に交付される株式数は、次の算式により算定されるものとする。なお、次の算式に基づいて算定された、交付

される株式数に１株に満たない端数が出た場合には、これを切り捨てるものとし、金銭による調整は行わないものとする。

交付される株式数＝調整後株式数（上記２．（２）に基づいて調整されたもの）
×行使された新株予約権の数

３．新株予約権の募集事項の決定

会社法第238条第１項に定める募集事項の決定については、当社取締役会に委任する。

（注）上記の新株予約権の発行は、平成 25 年３月 28 日開催予定の当社定時株主総会において当該議案が承認可決されることを前提としております。

以　上